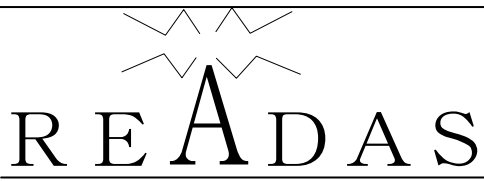


第 4572 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 9月19日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 広告宣伝費と交際費

**Q**：キャンペーンを行って、一定の商品を購入してくれた消費者を旅行に招待するのは、交際費に該当しますか？

**A**：交際費には含まれません。

### 【解説】

税務では、不特定多数の者に対して、宣伝的効果を意図して行う次のようなものは、広告宣伝費の性質を有するものとして、交際費等に含まれないものとしています。

- ① 製造業者又は卸売業者が、抽選により、一般消費者に対し金品を交付するために要する費用又は一般消費者を旅行、観劇等に招待するために要する費用
- ② 製造業者又は卸売業者が、金品引換券付販売に伴い、一般消費者に対し金品を交付するために要する費用
- ③ 製造業者又は販売業者が、一定の商品等を購入する一般消費者を旅行、観劇等に招待することをあらかじめ広告宣伝し、その購入した者を旅行、観劇等に招待する場合のその招待のために要する費用
- ④ 小売業者が商品の購入をした一般消費者に対し景品を交付するために要する費用
- ⑤ 一般の工場見学者等に製品の試飲、試食をさせる費用（これらの者に対する通常の茶菓等の接待に要する費用を含む）
- ⑥ 得意先等に対する見本品、試用品の供与に通常要する費用

したがって、ご質問のケースは③に該当しますので、交際費に含めなくてよいことになります。

